30公大首総総第1158号 平成31年4月1日

各 部 局 長 副 校 長 殿 各部(室)長

> 理 事 長 (印章省略)

公立大学法人首都大学東京組織規則第20条に定める必要な職及び 平成31年度における非常勤教職員の給与水準について(通知)

公立大学法人首都大学東京組織規則第20条に定める必要な職について設定するとともに、公立大学法人首都大学東京非常勤教職員給与規則(平成17年度法人規則第39号。以下「非常勤教職員給与規則」という。)第4条の2に基づき平成31年度における非常勤の職の給与水準等について設定することとし、いずれも別表のとおりとしたので通知する。なお、本通知は平成31年4月1日から施行し、平成30年3月29日付29公大首総総第1021号は、平成31年3月31日をもって廃止するものとする。

(職員の給与水準について)

担 当 総務部総務課総務係 岸 連絡先 042-677-1111 (内線) 1011

(教員の給与水準について)

担 当 総務部人事課人事制度係 亀谷 連絡先 042-677-1111 (内線) 1026

別 表

1 常勤の職(東京都から派遣された職員を除く)

職	職種	給与水準等
学生支援専門員	_	
産学公連携コーディネーター	産学公連携コーディネーター	
URA 専門部長	リサーチ・アト゛ミニストレーター (URA)	
URA 専門課長	リサーチ・アト゛ミニストレーター (URA)	
URA 専門係長	リサーチ・アト゛ミニストレーター (URA)	給与水準は、公立大学法人首都大学東京 職員給与規則(平成 18 年法人規則第 61
リサーチ・アト゛ミニストレーター (URA)	リサーチ・アト゛ミニストレーター (URA)	号)に定めるところによる。
チーフキャリアカウンセラー	キャリアカウンセラー	
キャリアカウンセラー	キャリアカウンセラー	
ま、ランティアコーテ、ィネーター	ホ゛ランティアコーテ゛ィネーター	
主任	事務、司書、看護師、技術	
主事	事務、司書、看護師、技術	

2 非常勤の職

職	支給 区分	給与水準等		勤務日数	1日の勤 務時間数
非常勤講師※1 時系	時給	(大学教授待遇)	7, 220 円		
		(大学准教授待遇)	6,520円		
		(大学講師待遇)	5,920円		
		(大学助教待遇)	5,220円		
		(大学臨床実習指導助教)	3,000円		
		(大学教授待遇・医師)	7,420 円		
		(大学准教授待遇・医師)	6,820円		
		(大学講師待遇・医師)	6,620円		
		(大学助教待遇・医師)	6,020円		
		(高專教授待遇)	5,660円		
		(高専准教授待遇)	5, 110 円		
		(高専その他)	4,550円		

非常勤講師(専門職大 学院実務家教員)	取決書等に定めるところによる。			
寄附講座等教員				
特任教授(プロジェク ト型任用)	月給	常勤教員採用の例による初任給水準をも とに、勤務日数を勘案して個別に設定す る。	月 16 日 以内	7 時間 45 分
特任教員 ^{※2、※3※4}	月給	大学助教相当 256,700 円·320,900 円 大学准教授相当 359,400 円·397,900 円 大学教授相当 449,200 円·513,500 円 高専助教相当 228,700 円·285,900 円 高専准教授相当 330,700 円·366,200 円 高専教授相当 423,500 円·484,100 円	月 16 日	7 時間 45 分
リサーチ・ アシスタント ^{※2※4}	月給	大学院博士前期課程相当:154,000円 大学院博士後期課程相当:179,700円	月 16 日	7 時間 45 分
特別先導教授(再任用)	月給	112, 300 円	月4日	_
参与	月給	理事長が別に定めるところによる。		
技術専門員	月給	理事長が別に定めるところによる。		
事務	月給	給 非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
司書	月給	非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
看護師	月給	月給 非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
技術	月給	月給 非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
知的財産 マネージャー	月給	月給 非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
産学公連携 コーディネーター	月給	非常勤教職員給与規則に定めるところによる。		
カウンセラー	日給	17,800 円・18,500 円	_	_
臨時職員	時給	1,020 円~1,410 円 — —		

- ※1 無報酬の場合も含む。
- ※2 特任教員及びリサーチ・アシスタントのうち、外部資金研究費(公立大学法人首都 大学東京研究費取扱規則(平成17年度法人規則第46号。以下「研究費取扱規則」とい う。)第11条第2項に定めるものをいう。)、傾斜的研究費・全学分(研究費取扱規則 第3条第2項に定めるものをいう。)、科学研究費助成事業及び大学改革のための補助 事業費等によるものについては、個人的な能力等に鑑み、記載した給与水準・勤務日 数等にかかわらず、原則として常勤教員採用の例により、個別に設定することがある。 ただし、勤務時間については、公立大学法人首都大学東京非常勤教職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する規則第2条(所定勤務時間)を遵守することとする。また、勤務日数は月単位で設定し、1日当たりの勤務時間は原則7時間45分で設定するものとする。

- ※3 部局長等の判断により、呼称として、①特任教授、②特任准教授、③特任助教、④ 特任研究員のうち、いずれかの名称を使用することができる。
- ※4 月の勤務日数が16日未満の場合、勤務日数が16日の場合の単価から1日当たりの単価を算出し、実際に雇用する勤務日数を乗したものを月給とする。その結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数を切り上げたものを月給とする。

3 東京都から派遣された職員の職

職	給与水準等
主任	
主事	東京都職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 75 号)、職員の勤務時間、
再任用	休日、休暇等に関する条例(平成7年条例第15号)等の定めるところに。
再雇用	